

# News Release



安全とあなたの未来を支えます

平成25年6月21日  
製品評価技術基盤機構

## ミャンマーで微生物を探索する初めてのチャンス

～ミャンマー微生物資源の合同探索事業の公募開始～

7月2日（火）応募予定者向け説明会開催

これまで、ミャンマーにおいて微生物資源の探索はほぼ不可能な状況でした。今般、日本国内の企業等にとって、同国の微生物探索が可能となる初めての機会となります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト）、理事長：安井 至、本所：東京都渋谷区西原）バイオテクノロジーセンター（以下、「NBRC」という）は、日本国内の企業等が直接ミャンマーへ渡航し、自らターゲットとする微生物資源を NBRC と合同で探索することができる共同事業を開始します。そのための公募を平成25年6月21日から行います。

1993年の生物多様性条約の発効によって、海外生物資源へ直接アクセスする場合は相手国の承認が必要となり、日本国内の企業等は単独で海外の微生物資源にアクセスすることが困難となっています。このような状況から、NBRCは平成25年3月17日にミャンマーと微生物資源へのアクセス及びその利用を行うための包括的覚書(MOU)及び共同研究契約(PA)に調印することによって、同国の政情によってストップしていた共同事業を再開することに成功しました。

ミャンマーには、東南アジア諸国では失われつつある伝統的な食文化、独自の伝統的発酵食品があることから、日本では入手できない発酵微生物の発見やその利用が期待されています。

NBRCは、本共同事業を通じて、ミャンマーにおける生物多様性の保全に貢献するとともに、同国の微生物資源を日本国内の企業等が利用する機会を提供することで、国内のバイオ産業の活性化を推進していきます。

### <<公募概要>>

- 事業名： ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業
- 事業概要： 日本国内の企業等が NBRC とともに、ミャンマーにて微生物採集及び採集試料からの分離を行い、分離した微生物を生物多様性条約に則り日本に移転し、研究開発等に利用してもらうもの。ミャンマーでの作業は NBRC のカウンターパートであるパセイン大学で行う。
- 公募期間： 平成25年6月21日（金）～平成25年8月1日（木）
- 審査等： 受け付けた提案を審査し、最大2件程度採択します。応募方法、選考基準など詳細は NBRC ホームページ (<http://www.bio.nite.go.jp/>) に掲載。

**【用語解説】**

- MOU : Memorandum of Understanding の略で、包括的覚書のこと。
- PA : Project Agreement の略で、共同研究契約のこと。
- 生物多様性条約 : 1993年12月に発効した「生物の多様性に関する条約」のこと。生物多様性を保全し、遺伝資源を持続的に利用していくための国際的な枠組み。現在のところ、日本を含む192カ国と欧州連合（EU）が締結しているが、米国は締結していない。

**【応募予定者向け説明会開催について】**

ミャンマー微生物資源探索事業の公募ついて、下記のとおり、応募予定者向けの説明会を開催します。NBRC 職員が、5月にミャンマーへ渡航して現地調査を行っており、その状況について説明する予定です。

1. 日時 : 平成25年7月2日（火）14:00～15:00
2. 場所 : (独)製品評価技術基盤機構（本所） NITE スクエア  
東京都渋谷区西原 2-49-10  
参加を希望される方は、電子メール ([abs-info@nite.go.jp](mailto:abs-info@nite.go.jp)) で申込が必要です。詳しくは、ホームページ (<http://www.bio.nite.go.jp>) をご覧下さい。

**■当該プレスリリースに関するお問い合わせ**

(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター (NBRC)  
開発課 鶴海  
電話 : 0438-20-5764 FAX : 0438-20-5582

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構